# 第1回豊島区自治推進委員会 会議録

<b>-</b>	<b>.</b>			
附属機関名	豊島区自治推進委員会(第1回)			
主管課	政策経営部企画課			
開催日時	平成 19 年 2 月 21 日 (水) 18 時 30 分~20 時			
開催場所	区役所本庁舎 議員協議会室			
出席者	委員 (名簿順・敬称略)	磯部力、金井利之、小原隆治、石川陽子、片倉恵美子、小林恵美子、 酒井文子、坂本勇、鈴木正美、高橋昭平、富樫知之、中村丈一、春田 稔、余吾育信、島村高彦、堀宏道、小林俊史、垣内信行、水島正彦、 小野温代 以上 20 名、欠席者 0 名		
	区側出席者	区長、【事務局	】政策経営部長、企画課長	
公開の可否	公開	傍聴人	0名	
会議次第	<ol> <li>開会</li> <li>委員の委嘱</li> <li>会長の選任及び職務代理者の指名</li> <li>諮問及び区長挨拶</li> <li>会長挨拶</li> <li>委員自己紹介</li> <li>会議の公開について</li> <li>検討課題・審議の進め方について</li> <li>閉会</li> </ol>			
審議経過	*各委員については本日の発言順にA委員、B委員…で記載しています。			
【発言者】	【議事・発言要旨】			
事務局	- 1. <b>囲云</b> ただいまより、第1回自治推進委員会を開催します。			
企画課長	後ほど会長を選任していただきますが、それまでの間、進行を務めさせていただきます。			
企画課長	2. 委員委嘱 はじめに、配布資料の次第に従い、委員の委嘱を行います。 会議の簡略化を図るため、すでに委嘱状を席上に置かせていただいています。名簿順に お名前をお呼びしますので、ご着席のままご確認ください。 (各委員氏名読み上げ)			
企画課長	3. 会長の選任及び職務代理者の指名 続きまして、会長の選任に移ります。この委員会の会長につきましては、互選で決める ということになっています。会長の選任についてご意見はございますか。			

A 委員

地方自治について大変な見識をお持ちの磯部先生にご就任いただくことを提案します。

企画課長

ただいま、A委員より磯部委員をとのご提案をいただきましたが、いかがでしょうか。 (拍手)

どうもありがとうございます。皆様にご承認いただきましたので、磯部委員に会長をお願いしたいと思います。磯部先生、会長席の方にお移りください。

会長

ご推挙いただき、会長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

次第に従い、まず会長の職務代理者を指名させていただきます。規定により、会長が指名することになっていますので、小原委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(拍手)

ご了承いただきましたので小原委員よろしくお願いします。

# 4. 諮問及び区長挨拶

会長

続いて、この委員会の審議事項について諮問を受けることになります。事務局からお願いします。

企画課長

それでは、高野之夫豊島区長より諮問させていただきます。

区長

18 豊政企発第 40 号平成 19 年 2 月 21 日、豊島区自治推進委員会会長様、豊島区自治推進委員会条例第 2 条の規定により次の通り諮問します。諮問、「参加」と「協働」のまちづくりを推進するための基本施策について、ご審議よろしくお願いいたします。

企画課長

ただいまの諮問事項については、その写しを資料番号1-4としてお配りしていますのでご覧ください。引き続き、諮問にあたり、区長からご挨拶申し上げます。

区長

本日は大変お忙しい中、また夜間にかかわらず、皆様をお迎えして自治推進委員会が開催されますことを心から厚く御礼申し上げます。

ただいま「参加と協働のまちづくりを推進するための基本施策について」諮問させていただきましたが、この委員会は、昨年4月に施行した自治の推進に関する基本条例に基づき設置したものです。この条例は約2年間にわたる区民参加により作られたものであり、豊島区が今後の分権社会において自らの手で自治の姿を創りあげていく上での最高規範と思っています。この条例が掲げる「参加と協働のまちづくり」の理念の基に、区民一人ひとりがまちづくりの担い手として、具体的に地域社会と関りを持てるような魅力ある仕組みをつくりあげることができるのか、そこから「地域の力」を引き出すことができるのか、そこに豊島区の将来がかかっていると言えます。

本日、お手元に「未来戦略推進プラン 2007」の案をお配りしていますが、「住みたいまち、訪れたいまち」として評価され、信頼される豊島区の価値をつくりあげていこうというメッセージを込めたプランです。文化・健康・都市再生・環境を4つ重点政策として、10年後に目指す豊島区のビジョンとプロジェクトが書かれてありますが、その推進のためには、何よりも「地域の力」を十分に発揮していくことが必要であり、そのためにもこの委員会では20名の委員のうち半数以上の11名の皆さんに、区民という立場からのご参加をお願いしました。

#### 区長

幅広い地域活動を担っている町会、地域経済の発展を担う商工会議所をはじめ、まちづくり、安心安全、障害者福祉、人権擁護など、それぞれの立場から地域で活躍されている方々ばかりです。そして、子育て真っ最中のお母さんや地域区民ひろばの運営委員会の方、さらには公募によって積極的にご参加いただいた3人の方々に至るまで、お一人ひとりの活動がまさに地域を支えていると思っています。

また、学識経験者として、基本計画策定にご尽力いただいた金井先生、自治推進条例で お世話になりました小原先生、そして先ほど会長に就任していただきました我が国行政法 の第一人者である地元立教大学の磯部先生をお迎えしました。さらには、自治の推進には 区議会との関係も大変重要であり、区議会各会派からもご参画いただきました。

参加と協働、いずれも大変難しい問題ですが、これから約2年間という期間をかけ、豊 島区が進むべき方向について、闊達なご議論をいただきますようお願いいたします。皆様 方の大きなお力添えをお願いし、ご挨拶とさせていただきます。

# 会長 5. **会長挨拶**

ただいま区長からこの委員会に対する大変大きな期待をお話しいただきましたので、僭越ながら委員会を代表して、私の方からもひとことご挨拶申し上げます。

自己紹介を兼ねてお話しさせていただきますが、今ご紹介いただきました通り、法律学の一分野としての行政法を専門にしています。行政法というと大体は国の行政のことだけやっていたわけですが、研究生活 35 年、もう 40 年ぐらいになりますが、地方自治体が単なる国の行政と同じことを小規模化しただけの 2 流、3 流の扱いではいけないだろうということで、たまたま勤めていた大学が都立大学だったということもありますが、地方自治、地方分権というものをかなり研究してきたつもりです。

ただその頃は、地方自治、地方分権と言ってみてもどうせ実現しないだろうと、非常に中央集権的な仕組みの中で、地方自治が実現したらもっとよくなるという話をするのは比較的やさしかったというか、もっと住民参加をすればこうなるとバラ色で語っていることができたわけです。しかし、ご承知のように、ここ 10 年余りで大分話が変わってきました。地方分権改革というものが予想以上に、勿論まだ完成はしていませんし、重要なところで未完の問題は残っていますが、思ってもみなかったことが進んでいます。それを自治体が実力で獲得したと言い切れないところが残念ではあるのですが、それでも実現しないと思っていた課題が、かなりの程度やろうと思えばやれるというところまで来ている。

しかし、ここから先、今まで国がやってきたことを自治体がやろうとしたら、何がどう違うのかというところが見えていそうで見えない。結局、国や都がやっていたことをそのまま同じようにやっているということになりがちです。色々工夫をしている自治体もあれば、相変わらずの自治体もあるという具合で、まさに多種多様な状況が現れてきている。地方自治というのはバラ色のきれいごとでは済まなくなってきて、かなり実力、真価が問われる時代になってきていると思います。

そういう時期に、今諮問をいただいたような、随分と抽象的な課題ですが、今すぐ短期 的にどうこうという課題ではなく、ここはじっくりと中長期的に、将来の批判に耐えるよ うなきちんとしたものを出してほしいという宿題だろうと思います。 会長

私も地元の立教大学に変わったということで、これはお引き受けせざるを得ないと考え た次第です。

具体的に何をどうやるのかということは、まだ良く見えないところもありますが、皆様と腰を落ち着けてしっかりとした議論をしていきたいと思います。自由闊達な議論ができるよう進行役を努めたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

企画課長

会長、どうもありがとうございました。ここで大変申し訳ありませんが、公務により区 長が退席させていただきます。

(区長退席)

会長

# 6. 委員自己紹介

それでは、改めて委員会としての審議に戻ります。

本日は初めての会議ですし、委員の皆様も委員会に参加するにあたってそれぞれ抱負や お気持ちがおありだろうと思いますので、自己紹介を兼ねてひとことずつお願いします。

B委員

先ほどお話しにありましたように、基本計画を作るときに多少関らせていただきました。 大変苦労して難産の末に何とか形になったと思いますが、それをただ作っただけではなく、 今後どういうふうになるのか推移を見たいという気持ちもあり、この委員会で総合計画の その後を見ていけたらと参加しました。

C委員

この委員会のもとになっている自治の推進に関する基本条例づくり、さらにそのもとになった研究会から数えると3年ほど、多少のお手伝いをさせていただいた経緯があります。 てっきりこれで厄介払いかと思いましたら、またお声掛けいただきましたのでお引き受け次第です。

D 委員

公募委員で応募させていただきました。専業主婦でこの中では最も素人だと思いますが、 区民は素人が大半です。また特にもともと地元に長く住んでいたのではなく、夫が地元の 人だったので豊島区の住民に最近なったばかりという、そういう区民もたくさんいると思 います。そういう区民の側から、どうやって地元にコンタクトを持つかという視点を常に 持ちながら、2年間勉強させていただきたいと思います。

E委員

「庚申塚エリアまちづくりを考える会」という地域の小さな会で企画担当幹事をしています。そこで区に公園再生の提案書を出している関係で区役所とご縁ができました。地元には町会や商店街など大きな組織がありますが、その中の狭間であぶれた元サラリーマンや主婦、地域の大正大学や東京大学の学生寮の学生さんとか、かなり年齢も幅広くいます。おじいさん、おばあさんあたりが中間になって旗振り役で各世代をまとめています。

私自身、会社でエルダービジネスを担当していますので、介護とか NPO 活動に関心を 持っていますのでお役に立てたらと思います。

F委員

結婚してから 24 年豊島区に住んでいますが、ようやく豊島区のことが分かってきたかなというところで、こういうところに参加させていただけ光栄に思っています。上の子が高校生、下の子が小学校 3 年生で子育て真っ最中です。今日はちょっと緊張していますが、これから少しずつ勉強させていただきたいと思います。

# G 委員

私は3歳から豊島区におり、小学校も中学校も豊島区で50年以上住んでいます。でも実態としては、区のことに関心を持てないままずっと外で働いていました。それが一区切りついて何かできることはないだろうかと思い、「区民ひろば」でご近所の方達と、ともかく会っても知らん顔というのだけはつらいね、なるべくたくさんの人と「こんにちは」と言えたらいいねということでやっています。

これがどういう形で自治ということとリンクしていくのか今はまだ見えてきませんが、 自治は小学校の学級会から始まって大きいものまであるので、区の自治がどのあたりにあ るのか皆さんから学んでいきたいと思います。

# H 委員

人権擁護委員の中から出てきました。子どものいじめや高齢者の相談事、相談というより我々委員に向かってのストレスのはけ口、そうしたことで区に 11 名います。

それと交通少年団という、各署に一部隊約 70~80 人、歴史 32 年になります。豊島区内の小学生対象ですが、OB が 32 年間で約 11 万人います。そういう子どもの世界或いは高齢者に向かって、この条例の中でどう還元、活性化していくかに力を注いでいきたいと思います。

# I 委員

東京商工会議所豊島支部で副会長をしている立場ですが、私どもの会長が常日頃から副都心池袋の立ち遅れを危惧しており、豊島区の活性化のために豊島区全体がどうあるべきかということを皆さんとともに勉強してこいということでまいりました。

また、巣鴨防犯協会長という役職も与っていますので、地域の安全安心も兼ね備えたまちづくりを勉強したいと思っていますのでよろしくお願いします。

# J 委員

障害者団体連合会の代表をやらせていただいています。よく言われる健常者、高齢者、 障害者が、ともに一体となって地域を明るくしていけたらいいな、協働してできることが あればいいなと思っています。よろしくお願いいたします。

### K 委員

公募委員です。実は市民活動の補助金審査委員を2年間やらせていただきました。市民活動を通してみると、様々な意見がありますが、やはり我々区民の立場に立っている一番具体的な例ではないかと感じました。その方々の意見を反映、或いはこの委員会の中で何かの形を作っていけたらいいなと、私自身も非常に刺激されて応募しました。

# A 委員

区内に 130 町会あって 130 人の自治会長がいますが、町会は防犯からお葬式までかなり幅広く昼も夜もやっているわけです。人口 25 万人で世帯数 15 万でしたか、そのうち町会に会費を払ってくださっているのが 53%の 7万5千ぐらいですが、それでも大変な数です。町会役員のやることはごみから何からデパートみたいで、何でもやらなければならない。ですが高齢化と少子化で、役員の後継者は本当に深刻な問題です。このお話があった時に、すでに町会は色々やっているので何もこういうところに出なくてもと思いましたが、是非皆さんにもご協力いただきたいと思っていますのでよろしくお願いします。

# L委員

自治条例の検討委員として取り組ませていただきましたが、大変荷が重く胃が痛くなる 思いもしました。引き続きこのような大変な仕事を引き受けて、また胃が痛くなるのでは ないかと心配しています。私の所属が安心安全まちづくり、環境浄化委員会となっていま すが、私も町会に関係しており、どちらかと言うとそちらの立場の方が重いと思っていま す。自治の主体となる一住民としての目線で取り組んでいきたいと思います。

# M 委員

一昨年の秋から雑司が谷に住み出した新しい住民です。雑司が谷近辺を散策してみると、大変美しいまちで、単にイベント的な文化ではなく、生活の中に文化の香りがある感じが気に入っています。それで「わが街雑司が谷」の編集や「根津山の追悼会」に参加、また目白アートプロジェクトでは早稲田大学や多摩美大、日本女子大の学生さんたちが文化を通してまちづくりをやっているのですが、そういう若い人の意見も少しずつ取り入れていけるようになればいいなと思います。

私も予備校で、日本の社会はどうして駄目なのかということを教える時に、地方自治が 重要だと教えてきたのですが、やはりとても抽象的で、それが豊島区では自治推進条例が 昨年作られたことを知り、これは現実的になってきつつあると思って委員に応募しました。 今は何がやれるのかわからない状態から、多分これから作っていける可能性のあることだ と思いますので、勉強しながら取り組んでいきたいと思います。

#### N 委員

公明党豊島区議団区議です。私は地元の町会でも副会長をやらせていただいていますが、 住民自治に関心を持っており、平成 16 年に地方分権の推進について一般質問をやらせてい ただいたこともありますが、大学の先生のように特別な学識があるわけではありませんの で、ここでしっかり学んで、今後の活動に活かしていきたいと思っておりますので、よろ しくお願いいたします。

#### 0 委員

自民党豊島区議団区議です。この条例制定にあたって、自民党としては当初制定に反対の意向を表明しました。内容に住民軽視・議会軽視が見え隠れするものですから、よくよく検討した上で反対し、区長に建議書を提出させていただきました。その後、検討委員の方で色々と検討していただき、我々が主張するものにかなり近づいてきたというところで賛成に回らせていただいた経緯があります。

やはり、ここに住む人たちがずっと住み続けたいと思えるような条例でなければいけないし、住民の権利を侵害するような条例であってはいけないと思っています。議論を重ねて、豊島区は本当に素晴らしい区だと言ってもらえるような条例にしていけるよう、微力ですが力を尽くして参りたいと思います。

# P委員

民主区民豊島区議団区議です。待ち望んでいた自治推進基本条例ができ、私たちの暮らし方を自分たちで決めるという大切な委員会に参加させていただいて大変嬉しく思っています。特に私は「地域の力」をこれからどうやってみんなで作り上げていくのかということに大変興味があり、一般質問でも何回かテーマに取り上げ質問させていただいていますが、これから皆さんとともに語り合い、意見を出し合いながら、いい豊島区のまちづくり、人づくりができるような、そういう委員会にしていただけたらと期待しております。よろしくお願いいたします。

# Q 委員

日本共産党豊島区議団区議です。議会は 4 期目で 16 年目になります。生まれた所は駒込で、現在は南長崎に住んでおり、豊島区生まれの豊島区育ちです。地方自治と一言で言いますが、大変大きなテーマ、区でいう憲法みたいなものであり、これの果たす役割は大変重要です。一括りできないことをたくさん含んだ幅広いテーマですが、色々な審議会がある中でも根本となるテーマだと思いますので、これからどういう施策のあり方がいいのか、皆さんと一緒に議論を進めながら、いい方向に向かえればと思います。

# R 委員

助役です。お手元の名簿に区の職員が2名入っていますが、こうした委員会に現役の行政マンが入ることの是非について内部でも色々議論しましたが、今回のこの委員会の主たるテーマが、行政と区民の皆さん方との協働のあり方を探るということですので、むしろ参画して、事務局の説明とは違うスタンスでお話したり、ご説明したりするようなことがあってもいいのではないかということで参画させていただいた次第です。よろしくお願いいたします。

#### S 委員

区民部長です。私の部では、町会、区民ひろば、それから NPO などの区民の皆さんの色々な活動を支援する仕事をしています。色々な所で色々な区民の皆さんとお会いをしながら、本当に区民の皆さんの活動、エネルギーをいただきながら区政を進めさせていただいています。そういう中で、参加と協働という、大変抽象的ではありますが、その息吹がどういうふうに自治と結びついていくのかということが、これまでの皆さんのお話を聞いていて大変期待が膨らんでいます。どうぞよろしくお願いいたします。

### 会長

どうも、ありがとうございました。各委員のお話を伺いまして、初回のご挨拶ですから 儀礼的にも何も期待していませんというご挨拶はもちろんないでしょうが、そこを割り引 いて考えても、皆様かなり期待、やる気十分というように承りました。

私も同じように期待を持っているわけですが、同時にテーマがやや抽象度が高いものですから、いったい何をどうやるのかということで、戸惑いが見られることも事実だと思います。何名もの方が勉強したいと仰ったのも、その通りだろうと思います。

そのためにも、この会議自体かなり話しやすい雰囲気を作り出し、維持する必要があると思います。私自身もそうですし、行政マンの悪い癖で業界用語を使ってしまったり、生煮えのカタカナ言葉を使ってしまったり、或いは公募委員の方など、皆が当然のようにある言葉を使っているけど自分はよく分からない、と言って今更聞くのはちょっと恥ずかしい、そういう状況が続くとよろしくないと思いますので、話しやすい、質問しやすい、当たり前のようなことだけどもう1回疑問を呈してみることが可能な雰囲気を作り出していけるよう努めていきますのでよろしくお願いします。

# 企画課長

会長、大変恐縮ですが、ここで事務局の紹介をさせていただきます。

(政策経営部長ほか事務局職員紹介)

ただいま会長からお話がありましたように、なるべく分かりやすい資料を作って、ご提供していきたいと思います。

# 会長

# 7. 会議の公開について

それでは議事を進行し、7番目の会議の公開について、これについては事務局から資料が提出されていますので、まず資料の説明をお願いします。

# 企画課長

会議資料1-5をご覧ください。

この会議を今後進めていくにあたって、ひろく区民の皆さまにも会議の進行状況を伝えていきたいと思っていますが、(1)に公開の原則とあり、「自治の推進に関する基本条例」で審議会等の公開を定めています。また、その下に「自治推進委員会条例」でも「会議は公開する」と規定しています。

問題はその公開方法で、(2)として事務局案をお示ししていますが、大きくふたつあります。1点目は会議録の作成と公開の方法、2点目が傍聴です。

1 点目の会議録で、①に委員会、部会とありますが、この委員会では、より突っ込んだ 議論をするために部会を設けることができるという規定になっていますので、部会も含め 会議録を公開するということで提案させていただきます。会議録の内容については、各委 員にご確認いただいた後、委員会の承認を経てから、区のホームページへの掲載、区役所 に行政情報コーナーというところがあるのですが、そこでも閲覧できるようにするという 形を考えています。

それから②の記載事項ですが、資料の2枚目に「会議録の作成に関する指針」をつけています。会議録の作成に関する全庁的なルールで、第4に会議録の記載事項として1~13番まで列挙されています。その10番に審議経過とありますが、問題はそれを具体的にどのように記述するかということになります。事務局案としては、各発言者の氏名については記載せず、会長、委員については20名いらっしゃいますのでアルファベットを取りましてA委員、B委員…、事務局は例えば企画課長というかたちで記載したいと考えています。また、各委員の発言についてはすべて記載しますが、一言一句ということではなく、できるだけ発言の趣旨が正確に伝わるように要約して記載する、また、会議録にあわせて会議資料についても原則公開としたいと考えています。

それから 2 点目の傍聴ですが、こちらも委員会・部会とも原則傍聴可としていきたいと 思っています。会議の開催を事前に広報紙などで告知して傍聴を受け付け、また、傍聴人 の方にも、原則として会議資料を配布したいと考えています。

事務局案は以上です。

# 会長

ただいまこの委員会の公開、具体的には会議録の公開方法と傍聴について案が示されま した。これについて何かご意見はございますか。

# Q委員

確認ですが、委員の記載方法で、会長、それから委員については A、B で記載すると説明がありましたが、それぞれの委員について A さん、B さんというようにあらかじめ決めておくという提案でしょうか。

### 企画課長

事務局としては毎回リセットする形で発言順に ABC と振っていきたいと思っています。 20 名一人ひとり 1 対 1 対応で A さん、B さんというわけではありません。

### 会長

その日の最初の発言者がAさんになって、その日のうちはずっとAさんということで、次の回にはCさんになっているかもしれないし、Xさんかもしれないということですね。

# 企画課長

はい。ですから、毎回 A さんが誰かはわからないということになります。

#### Q 委員

初日に発言した委員がA委員になって、次回に発言した方がまたA委員ということになると、情報公開の形で見た人はA委員というのは同じ人だと普通は思われるでしょう。

今、審議会の会議録というのは大体そういう形になっていますが、見た人は前の回では A さんはこういうふうに言っている、そう思って次を見たら別の角度で話をされているということで、非常に分かりにくい議事録になっていると思います。

情報公開が幅広く進んでいる中で、差し支えなければ氏名をきちんと出すべきだと思いますし、議会の方はみんなそういうふうになっています。私は常々そういう主張を持って

#### Q委員

おり、さまざまな審議会でも個人名を公開すべきだと主張してきました。ここは地方自治という一番の基本的なことを審議する委員会ですので、こういう古いというか、AとかBとか名前を記載しないような方法は時代に合っていないと思います。こういう新しい時代ですので、会議の公開方法についても改める方向がよろしいのではないでしょうか。

会長

この点に関してご意見をいただく前に、ひとつ質問ですが、会議録というのはいわゆる 速記を起こしたような意味での議事録ではないのですね。

企画課長

はい、なるべく発言の趣旨が正確に伝わるように要約したものです。

会長

それが前提でのA委員、B委員方式と、或いはもっと誰の何某と固有名詞を書いたらどうかということですが、いかがでしょうか。

0 委員

我々議会の人間はそういったものに慣れていますし、発言に責任を持つという点では差し支えないと思いますが、たくさんの一般の方も含めて参加されている中で、そういうことを意識し過ぎて、発言に躊躇があってもいけないのではないかと思います。

その辺の配慮は、この会議でもすべきじゃないかと思います。

会長

さっき申し上げたように、話しやすい雰囲気、後で考えると恥ずかしいような質問をしてしまったりとか、言い間違えたりとか、意見が変わるとかは大いにありうべしと思っています。

話しやすさと議論の自由闊達さの保障と、議論の公開、密室でこそこそ議論をやっているわけではないということの兼ね合いは常にあるわけですが、今説明を聞いた限りでは、何を話されているかということはかなりほぼ完璧に出るわけですよね。誰が言ったかということは隠れるけれど、何が話されているかが出るのであれば、公開性についてはかなりの程度保障されていると思います。

他にご意見は。

E 委員

議会で話す時には、書類を用意してパーセンテージから何からみんな持って話すということもあるかと思いますが、我々民間の会議では、アイデアのフラッシュはできるだけフランクに、出た意見はつぶさないようにということで盛り上げていきます。この会議が公開されるとなったら、何を話さなきゃいけないということで、多分資料を用意してくるようになってしまうと思います。

どういう話しをしていくか会議が見えないので何とも言えませんが、公開する意義は、 どんなことが話されてどういうふうに展開したかということを皆さん知りたいのであっ て、それが前の $\mathbf{A}$ から $\mathbf{Q}$ 、 $\mathbf{R}$ の人がどういう発言の整合性があるかということを調べる必要はあるのだろうかと思います。

会長

Q 委員が指摘されたように、情報公開で見た人が誤解しやすいという弊害があるならば、 それはそれで対処する必要があるかと思いますが、それはそれの問題だろうと思います。

他に積極的なご発言がなければ、この会議はとにかくフランクに色んなことを議論していくことが大事だと思いますので、いきなり最初から固有名詞を書いてしまうやり方ではなく、まずは A、B という方法でやってみてはどうでしょう。話しやすさとのバランスを考え、実質的に公開性も保障されるということで、事務局提案でいかがでしょう。

Q 委員

こういうことは決を採る問題でもないと思いますので、そういう形で了承します。

会長

それから、あんまりないことでしょうが、議事内容に非公開情報が含まれる云々というのがありますので、実際に公開を始めてしまってから出てくるというのではまずいので、次回の会議にちょっとデリケートな問題がある場合は、事前に会長に相談して検討するといことになるのでしょうか。

企画課長

そういうケースはあまりないと思いますが、会議録の作成に関しては、各委員に確認していただいき、会長にも承認いただいて、修正点があれば修正した後で公開したいと思っていますので、その点についてはご安心いただきたいと思います。

会長

会議場は大体ここを使うのですか。

企画課長

こういった広い会議場があまりありませんので、ここか隣接する建物のもうひとつの会 議場か、そのどちらかになると思います。

会長

ここだとして傍聴はどれくらい入れるのですか。

企画課長

20~30人ぐらいかと思います。

会長

それでは、極力、公開性の実質を確保するようにしていきましょう。

F 委員

ひとつ質問ですが、区のホームページに記載するということですが、これについてご覧になった方が質問等、Q&Aというようなかたちは取られないのでしょうか。

企画課長

ホームページをご覧になって、意見や質問をいただいた場合には、それをまとめてこの 委員会にも報告したいと思います。それにどのように答えるかは別にして、整理してお届 けしたいと思います。

会長

そういう区民からのリアクション、質問・感想など、適宜ここでも紹介してください。

# 8. 検討課題審議の進め方について

会長

それでは本日の最後の議題になりますが、検討課題と審議の進め方について、これも資料が提出されていますので、説明をお願いします。

企画課長

A3版の会議資料1-6をご覧ください。

右肩に「次回の第2回委員会では、こうした現状をさらに詳しく分析し、検討課題を共有します」とありますが、その「現状」について簡単にまとめた資料です。

現状として、ここでは3つ書いています。まず左側のところに豊島区の人口特性、真ん中にこれから目指していく地域の多様な主体間の関係、「新しい公共」というのも言葉遣いとしては難しい表現ですが、区民も行政も、大学、事業者、NPOやボランティア、そして町会をはじめとする地域活動団体が協働して担い合っていく関係を考えていきたいということです。

それからその右には区民の意識ということで、本日も参考資料としてお配りしていますが、「協働のまちづくりに関する区民意識調査」を行った中から、ふたつだけ紹介したいと思います。

1 点目は「地域の課題を解決する場合の住民と行政の役割分担のあり方」についてどう考えるかという設問に対し、「基本的に行政が行う」、行政に任せますよと答えた人はわずか8.6%で、「区民の参加を広げながら行政主体で行う」が18.3%、一番多かったのが「住民と行政とが協働して行う」の30.1%で、参加と協働について区民の皆さんもそういった意識を持っているということになります。

もう1点は「地域活動への参加状況」ですが、「日常的・定期的に参加している」という方は8.6%、「たまに参加したことがある」が19.8%、「参加したことはないが、機会があれば参加したいと思っている」が24.6%、「参加したいとは思うが、参加できない」が31.6%、「参加したくない」8%で、機会があれば参加したいと参加できないが参加したいと思っている人を合わせると、56%の方が何らかの形で参加に意欲をお持ちだということがわかると思います。

人口のところのグラフで、昭和 45 年からずっと人口が減ってきたわけですが、ここでは 平成 27 年の推計まで書いていますのでぐっと跳ね上がっています。実は平成 18 年に豊島 区の人口は非常に大きく伸びました。その人口の内訳を見ると、お子さんをお持ちのファミリー世帯の方がずいぶん伸びたということがあって、現時点で 25 万 5 千人の人口になっています。ただ、年齢別で見ると、65 歳以上が伸びていて 20%、0~14 歳の子どもが最近は下げ止まりになっていますが 2 万人で 8.4%、こういった人口特性もあって少子高齢化もかなり進んではいますが、最近は良質なマンション供給により、子育てをする方が豊島区を住むまちとして選んでいるという傾向も見られます。また単身世帯が多いということも豊島区の大きな特徴です。単身世帯が 59%で 8.2 万人、一方ファミリー世帯は世帯数としては 4 分の 1 ですが、人口ベースで見ると 8 万人ということでほぼ人口は同じ、夫婦のみの世帯の方も 4 万人います。また、昼間人口として、昼間に豊島区に入ってくる方がずいぶんいます。夜間人口 25 万 5 千人に対し、学生や働きに来る方含め昼間人口は 41 万人で 1.6 倍になり、41 万人の 6 割が区外からの流入者であるという状況です。

こうした人口特性により、豊島区はライフスタイルや価値観の異なる人々で構成される 都市社会であるということが言えます。

以上の現状を踏まえ、検討課題を3つ並べています。①の参加を推進するための基本施策として、計画等の策定、実施、評価の各段階への区民参加ですが、これは新しい行政経営システムを考えることであるかもしれません。特に、政策形成過程への区民参加についてもっと力を入れていきたいと考えています。また、区民の皆様に参加していただくためには、その前提として情報共有、コミュニケーションが大事ですが、区政の情報が分かりにくいということもあるかもしれませんが、コミュニケーションのあり方そのものが課題になっていると思います。その下の問題意識で、区の方でも色々頑張ってはいるのですが、参加する人が増えてこないというような現状もあります。区民皆さんからは、区は参加してほしいと言っても、言った意見が反映されないのではないかということもご指摘受けています。そういったことも、この場では色々正直に申しあげ、問題点を明らかにしていきたいと考えています。

真ん中の②協働を推進するための基本施策で、協働という言葉も難しい言葉ですが、今 後協働についての事務局の考え方を分かりやすく説明して、ご意見をいただきたいと思っ ています。問題意識としては、何と言っても町会の存在が大きいわけですが、少子高齢化

の影響もあって加入率が低迷している状況もあります。役員についても高齢化が進んで、 新しい担い手が不足しているという状況もありますので、区としても加入率をあげ、新し い担い手ができるように検討していきたいと思っています。

最後に③の「地域自治の仕組みづくり」という、これも非常に難しい表現ですが、要は 地域の中で地域の課題を総合的に考えていくということで、行政はどうしても縦割りなも のですから、教育、防犯或いはまちづくりといった課題について、総合的に区民の皆さん とコミュニケーションする場が不足している状況です。そのためにも「開かれた協議の場」 を創りあげていく必要だと考えています。

そういったことで、本日は簡単な説明ですが、もう少し時間いただいて詳しく説明していきたいと思います。

それから全体の検討の進め方については、今後委員会の中で議論いただくことではありますが、資料の一番下に事務局の思い的なことを書いています。

2回目は勉強会的な位置づけで、実質的な審議は3回目以降と思っていますが、部会を 設けることについて検討していただきたいと思っています。やはり20人でひとつのテーマ を話すのは難しいので、特に区民委員の皆様には部会に参画いただいて、もう少し少人数 で突っ込んだ議論をしていただけるような場を設けたいと思っています。

そして、任期 2 年ですので、1 年目は色々勉強して一定程度の緩やかな方向性を中間のまとめとしていただき、2 年次目からは、事務局からも具体的な提案を様々させていただき、最終的に答申をまとめていくというようなステップを考えています。

説明は以上です。

#### 会長

ありがとうございました。約束の時間は20時までですので、早まることはあっても伸びることのないよう、今後も会議時間はシャープに守っていきたいと思います。

今、事務局の思いも含めて今後の展望、見通しを聞いたわけですが、残されたわずかな 時間でご意見・ご質問あれば伺いたいと思います。

今日ここで何か決めるというのではなく、次回はまず基本的な情報をいただいて勉強するということになりますし、3回目以降に部会方式の検討を考えているということですが、確かに少人数でテーマを絞ることのメリットはありますが、逆に縦割りというか、会議間の垣根ができないようにどうするかという問題もありますので、あまり決めつけずに、工夫していく余地があると思います。ということで、次回もまだ議論できると思いますが、今、是非発言しておきたいということがありましたらどうぞ。

# M 委員

どのような部会の設置を想定しているのか、考えがあれば教えてください。

#### 企画課長

今私の方から申しあげるのは難しい部分もありますが、先ほど区長が諮問させていただいた「参加」と「協働」ということ、今日の資料の中でも「参加」と「協働」ということでそれぞれテーマがあるかと考えています。例えば「参加」の方策を考える部会、そして「協働」の方策を考える部会ということですが、それについては先ほど会長も仰っていましたように、今後の審議の中で決めていきたいと思います。

# M 委員

部会を作るか作らないかもまず審議されなければいけないということですか。

会長

着実に作っていくためには、全体会方式だけではちょっと無理だと思います。そういう 意味ではどこかで部会を実質化して、そこを中心にやるということになると思いますが、 そのことに皆が共通問題を持てるようにする必要があると思います。

M 委員

もうひとつ確認しておきたいのですが、部会を作る方向で2回目にそのことについて話 し合うということでしょうか。

会長

次回、部会方式に関してご意見があれば、是非持ってきていただきたいと思いますが、 その後、4月には選挙もあるんですよね。

企画課長

次回については先ほど申しあげましたように、もう1回情報共有の場を持ちたいと思っています。具体的に部会を設けるかどうかについては、3回目に議論していただけるよう用意をしたいと思っています。

会長

3回目がセットされるのはカレンダー的に言うといつですか?

企画課長

統一地方選挙がありますので、選挙後の 5 月ぐらいになるかと思います。5 月または 6 月にかかるかもしれませんが、そのような日程を考えています。

M 委員

もう1点だけお願いを兼ねてお聞きしたいのですが、今回は事前に問い合わせても、顔合わせ程度とのお答えしかなかったのですが、今日こうやって一杯資料いただいて、議論するのに我々素人ですので、2回目に勉強会をやるにしても、どういう勉強をするのか是非事前に資料を送っていただきたいと思います。

企画課長

はい、ご指摘いただきましたよう、十分に努力いたします。

会長

いや、そんな簡単に言って…資料というのはギリギリにできるものです。事務局というのは完成形態の資料を出したがるもので、最終段階で直しが入る場合もあるわけです。そういう意味では信頼関係ですけど、未定稿でこういうことをやるのだと、当日は差替えがあるかもしれないということは了解済みで、ただ、その未定稿が無責任に外に出てしまったりするとやりにくくなる場合もあるわけで、その辺の兼ね合いはあるかと思います。

しかし、勉強用の客観的な資料のようなものは、事前に一読できるかどうかで議論の質に差が出てくると思いますので、努力してください。全部揃わなくてもいいので、一部だけでもいいので。

E 委員

この次の勉強会の資料を合いただいたと思っていてはいけないのですか。

企画課長

本日配布した資料もその一部ですが、厚い資料ですので、できればもう少し分かりやすい資料をお作りしたいと思っています。

会長

それから、是非こういう観点からの資料を作ってほしいとか、もう少し先の段階かもしれませんけど、注文するのは易しくて作るのはなかなか大変なことでしょうが、住民、我々が本当に知りたいことと役所から出てくる資料とがずれているということはありがちなことなので、ご要望があればその辺はいいですね。

他に何かご発言ございましたら、どうぞ。

J委員

部会は、大体どのくらい作るのか、二つとか三つとか試案はありますか。

先ほど「参加」と「恊働」でひとつずつと申しあげましたが、やはり二つぐらいが限界かと思っています。事務局の体制もありますが、あまり細分化すると縦割りの弊害も出てくるかと思います。

会長

まあ、そんなところでしょうか。

それでは、時間もなくなってきましたので、取りあえず次回は、この検討課題について 我々全員で、極力認識を共にしようということで、区政の現状、参加・協働の取組みの経 緯、現状に関して、まずは勉強しようということになりますが、これはいいですね。

その後、4月を飛ばして、5月以降に第3回ということになると思いますが。その実質的な審議のあり方に関しても、議論をした上でということでよろしいかと思います。

G 委員

さっきも資料の話が出ましたが、これ見ただけでお腹一杯という感じのかなり厚めの資料で、この中から何を学んでいくのか、またこの資料を次回も全部持ってこなければならないのか、子どもではありませんけど教科書みたいな感じになってしまいます。そういう意味では、次回はこのあたりの話を中心にしたいので、この資料のこのページは最低でも目を通しておいてくださいといったことがあれば…この資料を2回目にも全部持ってくることは必要なのでしょうか。

会長

それはちょっとしんどいですね。どうでしょう、会議用の資料を別に用意できますか。

企画課長

この資料はなくてもご説明できるように資料は用意します。また、今日は資料が大変重くて恐縮ですので、お持ち帰りでない場合は保管しておきます。

会長

では、そのようにお願いします。他に特にご発言はありませんか。

F委員

私は宿題のようなものをもって帰れると分かりやすくて、次の発言がスムーズに行える と思うのですが、その辺はそのようにお考えでしょうか。

会長

次回は現状を正確に認識しようということですので、現状を分析しているようなところ に関して、それぞれ努力してくださいということです。

企画課長

現状を一番ご存知なのは、むしろ皆さんの方かと思います。

# 9. 閉会

会長

それでは、以上で本日の議事は終了させていただきます。 次回の開催予定について、もう一度確認したいと思います。

企画課長

次第の下のところに次回の開催予定を書いています。3月15日(木)、午後6時30分から、会場は本日とは違う場所で、生活産業プラザ8階の多目的ホールになります。会場等も含め、別途、また開催のご案内をお送りさせていただきます。

会長

それでは以上をもちまして第1回の委員会を閉会とさせていただきます。 長時間に渡り、ありがとうございました。

会議の結果	・議事3について:磯辺委員を会長に選任、会長より小原委員を職務代理者に指名 ・議事7について:事務局案の通り会議を公開する			
会議資料	会議資料1-1 次第 会議資料1-2 豊島区自治推進委員会委員名簿 会議資料1-3 豊島区自治推進委員会条例 会議資料1-4 諮問書(写) 会議資料1-5 会議の公開について 会議資料1-6 検討課題・審議の進め方について 参考資料 ・「豊島区自治の推進に関する基本条例」解説 ・豊島区基本計画 ・未来戦略推進プラン 2007(案) ・協働のまちづくりに関する区民意識調査			

自治推進委員会 会議資料 1 - 1 第 1 回 2007. 2. 21

# 次 第

平成 19 年 2 月 21 日 (水) 午後 6 時 30 分開会 区役所本庁舎 4 階議員協議会室

- 1. 開会
- 2. 委員の委嘱
- 3. 会長の選任及び職務代理者の指名
- 4. 諮問及び区長挨拶
- 5. 会長挨拶
- 6. 委員自己紹介
- 7. 会議の公開について
- 8. 検討課題・審議の進め方について
- 9. 閉会

# ◆配布資料

- ·会議資料1-1 次第
- 会議資料1-2 豊島区自治推進委員会名簿
- ·会議資料1-3 豊島区自治推進委員会条例
- 会議資料1-4 諮問書(写)
- 会議資料1-5 会議の公開について
- ・会議資料1-6 検討課題・審議の進め方について

# ◆参考資料

- 「豊島区自治の推進に関する基本条例」解説
- 豊島区基本計画
- ・未来戦略推進プラン2007 (案)
- 協働のまちづくりに関する区民意識調査

# 次回の開催予定

日時: 3月15日(木) 午後6時30分開会

会場:生活産業プラザ 8階多目的ホール



18 豊政企発第 40 号 平成 19 年 2 月 21 日

豊島区自治推進委員会 会長 様

豊島区長 高野之夫

豊島区自治推進委員会条例第2条の規定に基づき、次の通り諮問します。

諮 問

「参加」と「協働」のまちづくりを推進するための基本施策について

# 会議の公開について

自治推進委員会 会議資料 1 - 5 第 1 回 2007. 2. 21

# (1)公開の原則

# 〇自治の推進に関する基本条例

(審議会等の公開)

第 18 条 区長等が設置する審議会等の会議は、公開する。ただし、法令、条例等の規定により 非公開とされる会議又は議事内容に別に条例で定めるところの非公開情報が含まれ、公開する ことが適当でないと認められる場合は、この限りでない。

# 〇自治推進委員会条例

(会議)

第6条 第4項

会議は、公開とする。ただし、委員会が適当でないと認めるときは、この限りでない。

# (2) 公開方法(事務局案)

# 〇会議録

- ① 委員会、部会とも会議録を公開する。
  - ・ 会議録の内容について各委員確認後、委員会の承認を経て公開する。
  - ・ 区ホームページに掲載する他、行政情報コーナーで閲覧に供する。
- 2 記載事項等
  - ・ 「会議録の作成に関する指針」に基づく (別紙参照)
  - ・ 審議経過の記載方法について、各発言者の氏名は記載せず、「会長」「委員(A委員、B 委員・・・等)」「事務局(○○課長)」等と表記する。
  - 各委員の発言についてはすべて記載する。発言内容については、できるだけ正確に発言 の趣旨が伝わるように要約する。
  - ・ 会議録にあわせ、原則として会議資料も公開する。

#### 〇傍聴

- ① 委員会、部会とも原則として傍聴可とする。
- ② 会議の開催について事前に区広報紙、ホームページで告知し、傍聴を受け付ける。 \*ただし、当日の傍聴希望についても、会場の許す範囲で可とする。
- ③ 傍聴人にも原則として会議資料を配布する。

自治推進委員会 会議資料1-6 第1回2007.2.21

# 検討課題・審議の進め方について

# 魅力ある参加と協働が豊かな地域社会の未来を拓く

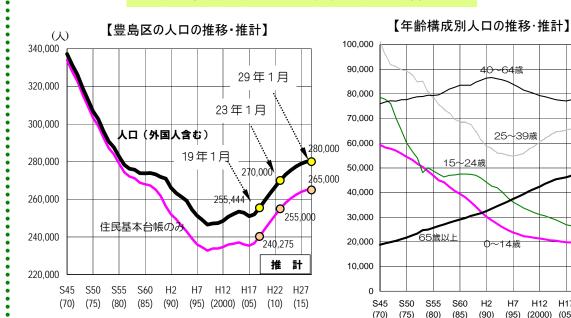
次回の第2回委員会では、こうした現状について さらに詳しく分析し、検討課題を共有します

# 豊島区の現状

# ○人口から見た地域社会の現状

- ・マンション等の供給により増加傾向にある人口やファミリー世帯
- ・単身世帯 59%(8.2 万人)、ファミリー世帯 24%(3.3 万世帯、8 万人)
- ・65 歳以上人口 20.0%、14 歳以下の子どもは 8.4%
- ・ 同間人口は夜間人口の約 1.6 倍(約 41 万人)、 そのうち約 6 割は区外 から流入(通勤・通学者)

# ライフスタイル・価値観の異なる人々で構成される都市社会 少子高齢化等により益々多様化する地域課題



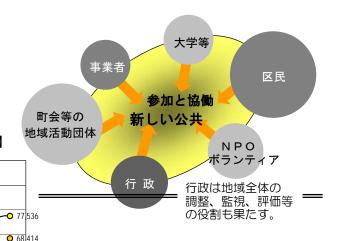
# 〇地域の多様な主体間の関係

D~6/歳

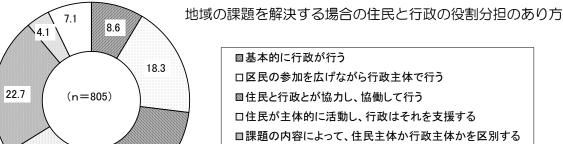
25~39歳

15~24歳

縦割り・個別的な関係では多様化する地域課題を解決できない それぞれが役割を担い合うネットワーク型の連携が求められている



○区民の意識…「協働のまちづくりに関する区民意識調査」(17年6月)から

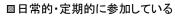


口よくわからない

□無回答

参加・協働が必要と思っていても、実際に地域活動に参加している人は少ない 潜在的な参加意欲を引き出すための「気軽に参加できる環境づくり」が課題

地域活動への参加状況



口たまに参加したことがある

■参加したことはないが、機会があれば参加したいと思っている

□参加したいとは思うが、参加できない

■参加したくない

□無回答

30.1

7.6

(n=805)

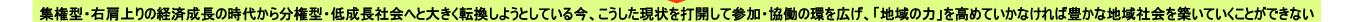
8.0

31.6

8.6

19.8

24.6



# 検討課題①参加を推進するための基本施策

- ・課題の把握から計画等の策定、実施、評価の各段階への区民参加 の推進
- ・特に政策形成過程への区民参加の仕組みづくり
- 参加の前提となる情報共有・コミュニケーションのあり方

- ・パブリックコメントや区民ワークショップなど参加を広げる取組みを 進めても、なかなか参加する人が増えてこない
- ・区民参加といっても形式的で何を言っても無駄という区民感情がある
- ・広報紙やホームページなど色々工夫しているが、情報発信が一方通行 で区民とのコミュニケーションに限界を感じている

# 検討課題② 協働を推進するための基本施策

- ・協働の土台となる地域活動を活性化するための方策
- ・地域の多様な活動の連携により「地域の力」を発揮していく仕組み」 づくり
- ・地域課題を解決する活動との協働事業のルール化

- ・町会の加入率が低迷し、役員も高齢化してきているが、新しい担い 手が不足している。地域のことに無関心な人が増えてきた。
- ・地域の中には色々な活動組織があるが、それぞれ価値観も行動原理 も違うから、連携していくと言ってもなかなか難しい
- ・区民に「協働」と言う前に、役所や職員が変わらなければだめだ

# 検討課題③ 地域自治の仕組みづくり

- ・地域の課題を総合的に話し合い、まちづくり提案・政策形成してい く仕組みづくり⇒開かれた協議の場(地域プラットフォーム)
- ・地域自治の仕組みのひとつとしての「地域における協議会」のあり 方(位置づけ、地域単位、構成、運営等のあり方等)

- ・役所の説明会や会議は縦割りだ。ハードもソフトも含めた地域のま ちづくりについて、トータルな視点で話し合われていない
- ・地域の課題は地域によってそれぞれ違う。役所の中だけじゃなく、 身近な地域単位で話し合って合意したことを施策に反映させてい く仕組みが必要だ

第3回委員会以降はそれぞれの検討課題について部会を設けるなどして審議を進めていきます。部会の設置・審議スケジュール等の詳細については次回以降の委員会で決めていきます。 検討・審議結果について、任期2年の1年次目の終わりに中間まとめ、2年次目の終わりに答申としてまとめていきます。

# 会議録の作成に関する指針

平成 13 年 3 月 28 日 区 長 決 裁

(指針の目的)

第1 この指針は、行政情報公開条例(平成12年豊島区条例第2号)の趣旨にかんがみ、区の政策形成に深く関わる会議の会議録を適切に作成して、これを可能な限り公開し、区の政策形成の過程を区民に明らかにすることを目的とする。

(対象とする会議)

- 第2 この指針の対象とする会議は、次に掲げる会議とする。
  - (1) 区長の附属機関(専ら行政情報公開条例第7条第2号に掲げる非公開情報を基礎として審議、 審査等を行う附属機関を除く。)の会議
  - (2) 区長が規則、規程又は要綱により設置した会議体の会議であって、区の政策形成に深く関わるもの

(会議録の作成)

第3 この指針の対象とする会議に係る事務局は、当該会議の公開、非公開にかかわらず、会議終了後速やかに会議録を作成しなければならない。

(会議録の記載事項)

- 第4 会議録には、次に掲げる事項を記載するものとする。ただし、事務処理上の困難その他相当の理由があるときは、(10)に掲げる審議経過の記載を審議の録音に代えることができる。
  - (1) 附属機関又は会議体の名称
  - (2) 事務局を主管する課の名称
  - (3) 開催日時
  - (4) 開催場所
  - (5) 出席者の氏名等
  - (6) 会議の公開、非公開又は一部非公開の別
  - (7) 会議を非公開又は一部非公開とした場合は、その理由
  - (8) 傍聴人の数(会議を公開又は一部非公開とした場合に限る。)
  - (9) 会議次第
  - (10) 審議経過
  - (11) 会議の結果
  - (12) 提出された資料等
  - (13) その他必要な事項

(会議録の確認)

第5 事務局は、会議録の記載内容について、附属機関若しくは会議体の代表者又は当該代表者が指名 した者の確認を得るものとする。ただし、当該附属機関又は会議体において別段の確認方法を定めた ときは、その定めるところによるものとする。

(特別の定めがある場合の取扱い)

第6 会議録の作成について法令、条例又は規則に特別の定めがあるときは、その定めるところによる ものとする。 (補足)

第7 この指針の対象外の会議(区長が設置した附属機関又は会議体の会議に限る。)であっても、従の経緯、証拠の保全等の事情から会議録を作成する必要があると認められるときは、当該会議に係る事務局は、この指針に準じて、会議録を作成するよう努めなければ ならない。

附 則

この指針は、平成13年4月1日から適用する。

附即

この指針は、平成14年12月1日から適用する。